

部会ニュース「7-46」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

▼目次

1. 介護保険の被保険者証、要介護認定の申請時に交付へ 厚労省
 2. 国庫補助で土地・建物を取得、一定の条件を満たせば返納不要へ
 3. 特養で働く外国人、離職の5割超が他職種に転職 全国老施協
 4. 自治体調査で半数超が「地域ケアサービス存続困難」 関連協議会
-

1. 介護保険の被保険者証、要介護認定の申請時に交付へ 厚労省

- ・厚生労働省は28日、介護保険の利用者の情報を一元的にデジタル管理する「介護情報基盤」の整備に伴い、介護被保険者証の交付を要介護認定の申請時に変更する方針を示した。現状では65歳に到達した全ての被保険者に交付しているが、要介護認定の申請時に紛失しているケースがあることから、交付のタイミングを見直し、事務負担の軽減を図る。

介護情報基盤は、マイナンバーカードを活用し被保険者証や要介護認定などの介護情報を利用者や介護事業所、自治体などが電子的に閲覧できるようにする新たなシステムで、26年度以降に運用を開始する予定。

- ・この日開かれた社会保障審議会・介護保険部会で厚労省は、マイナポータル上での閲覧が可能になる被保険者証について、事務負担の軽減のため、65歳到達時から要介護認定の申請時の交付への運用に見直す案を示した。

被保険者証に加え、別途発行している負担割合証と負担限度額認定証の運用も見直す。要介護度や介護保険料の負担割合など定期的な変更がある情報はマイナポータル上で最新の情報を確認できるものの、高齢者など利用できない人もいることを考慮し、そうした情報を定期的に確認できる書類を配布する案を示した。

- ・また、現行では介護サービスの利用時には毎回被保険者証の確認を行う必要があるが、サービスの利用を開始する初回のみ被保険者証やマイナカードによる本人確認を行うこととし、2回目以降は簡素化することで事業者や利用者の負担軽減を図りたいとした。

- ・一連の見直し案では、近年多発する自然災害などでの取り扱いについても柔軟な運用を可能にする方針も示した。具体的には、被保険者証を紛失している場合でも、介護情報基盤にアクセスする際に利用する「介護保険資格確認等WEBサービス」に本人の氏名や保険者名などを入力することで必要な情報を閲覧可能にするといった方法。災害救助法が適用されている地域の介護事業所などを対象に、必要最小限の期間のみ閲覧可能にするなど、特別措置の適用を限定した運用を想定している。

- ・厚生労働省は「詳細な事務フローなどは災害時の事務の特性を踏まえて定めていく」としている。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第 123 回社会保障審議会介護保険部会の資料について 令和 7 年 7 月 28 日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59984.html

2. 国庫補助で土地・建物を取得、一定の条件を満たせば返納不要へ

- ・厚生労働省の「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会は 24 日、社会福祉法人が国庫補助により取得した土地や建物を 10 年未満で転用しても、一定の条件を満たせば国庫返納を不要とするなど「柔軟な仕組みの検討」を盛り込んだ取りまとめを了承した。同省では社会保障審議会の介護保険部会や福祉部会などに報告し、制度改正に向けた議論を進める。
- ・社会福祉法人が特別養護老人ホームの運営など社会福祉事業を行う場合には、一部の例外を除き原則として土地や建物の所有権を持つ必要がある。また、社会福祉法人が施設などの財産を取得する際に国庫補助を受け、取得から 10 年未満で転用した場合は補助金の国庫返納が原則必要となる。補助の対象事業を継続した上で、一部を転用する場合は対象外。
- ・検討会の取りまとめでは、地域の実情に応じた既存施設の有効活用などの観点から、「柔軟な対応の検討を行っていく必要がある」と指摘している。特に中山間地域や人口が減っている地域で不可欠な福祉サービスを維持するため、不動産所有の要件や転用・貸付・廃止に関する補助金の国庫返納の規制を緩和する仕組みの検討が必要だとしている。
- ・具体的には、社会福祉法人が国庫補助により土地や建物を取得してから 10 年未満で全部転用や廃止を行っても、「一定の条件」を満たせば補助金の国庫返納を不要とすることなどを想定している。その際、高齢者施設から障害者施設や児童福祉施設などへの転用や、複数施設の統合など、分野をまたぐ横断的な検討を行う。「一定の条件」の内容も今後詰める。
- ・取りまとめには、複数の法人が連携や協働を進める「社会福祉連携推進法人」の活用を促すための要件の緩和策も盛り込んだ。中山間・人口減少地域で社会福祉事業を維持し、利用者を保護するため、現在は認められていない特別養護老人ホームの運営など社会福祉事業を社会福祉連携推進法人が行えるようにする。関係者の協議を踏まえ、認定所轄庁が地域の福祉ニーズに基づき事業の必要性を判断する。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第 9 回）の資料について

令和 7 年 7 月 24 日（木）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59876.html

3. 特養で働く外国人、離職の5割超が他職種に転職 全国老施協

- ・全国老人福祉施設協議会は、会員の特別養護老人ホーム 192 施設に過去 5 年間の外国人介護人材の離職理由を尋ねたところ、5 割超が介護関係以外の他職種への転職だったとする調査結果を公表した。
- ・調査は、外国人介護人材の定着状況や離職の実態を把握するため、2023 年度から実施しているもの。24 年度の調査では、会員の特養を対象に 25 年 1 月 9 日－2 月 14 日にウェブ上で実施し、192 施設が回答した（回答率 23.3%）。回答施設が受け入れている外国人介護人材は合計で 1,177 人だった。
- ・19－23 年度の 5 年間に外国人介護人材の離職者が「いる」と回答した施設は 53.1%。離職者数は計 336 人だった。離職者を受け入れ制度別に見ると、「特定技能制度」が 52.1%で最多。次いで▽「技能実習制度」（22.3%）▽「EPA」（14.3%）▽「在留資格『介護』」（11.3%）－の順だった。離職理由は、「他職種への転職」が 52.1%で最も多かった（複数回答）。ほかにも「賃金への不満」（36.3%）、「病気のため」（26.8%）などの回答が目立った。
- ・一方、外国人介護人材 1,177 人に今の職場の良い面を複数回答で聞いたところ、「職場内のコミュニケーションが良好」が 66.5%で最多だった。このほか、「悩みや不満などの相談体制が整っている」（55.7%）、「希望に合わせてシフトを組んでくれる」（52.5%）、「有給休暇が取得しやすい」（52.2%）など職場環境に関する満足度が高く、「給料が良い」（39.8%）など待遇面の回答割合は低かった。
- ・192 施設が実施している定着支援として多かったのは（複数回答）、「物品の貸与や買い物など生活に関する相談支援」（82.8%）、「住宅補助」（74.5%）などだった。
- ・国や都道府県に求める支援を複数回答で尋ねたところ、「介護福祉士の資格取得に向けた助成金などの支援」が最も多く、51.6%を占めた。続いて、「住宅の支援」（45.3%）、「報告書の提出など事務負担の見直し」（38.5%）などを要望する回答が多かった。また、その他（自由記述）には「転職、転籍時の制限」に向けた対応を求める意見もあった。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○令和 6 年度外国人介護人材定着度調査報告書

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

介護人材対策委員会 外国人介護人材対策部会

https://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2025/08/20250811.pdf

4. 自治体調査で半数超が「地域ケアサービス存続困難」 関連協議会

- ・全国約 120 の自治体に参加する「地域ケアサービス再生存続自治体協議会」は 7 月 28 日、「今後の地域ケアサービス再生存続の意向等調査結果」を公表した。それによると、特別養護老人ホーム（特養）や老人保健施設、養護老人ホームなどの施設や在宅サービス事業といった地域ケアサービスのうち、存続が難しくなると見込まれるものがあると答えた自治体は 58% に上った。
- ・調査を実施した同協議会は、地域ケアサービスの再生・存続を目的に 2025 年 6 月に発足。代表を都竹 淳也・岐阜県飛騨市長、平井伸治・鳥取県知事、片山健也・北海道ニセコ町長が務める。
- ・今回の調査は、地域ケアサービスの再生存続に対する自治体の認識を聞いたもので、43 自治体が回答した。存続が難しくなると答えたサービスを類型別に見ると、「高齢系」が 20 自治体、「こども系」が 8 自治体、「障がい系」が 6 自治体だった。施設別で上位にあがったサービスとしては、「訪問介護」を挙げる自治体が 10、「特養」が 9、「小規模多機能型居宅介護」「認定こども園」がそれぞれ 6 となっている。
- ・こうした状況の中、同協議会では、政府が 6 月 13 日に決定した「地方創生 2.0 基本構想」で示した「小規模・地域共生ホーム型 CCRC（生涯活躍のまち）」構想に着目している。「人口減少下であっても高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で生涯安心して暮らすことができる居住環境として打ち出された。既存の高齢者向けシェアハウスや障がい者グループホーム等への用途転換をはじめ、今後の地域ケアサービスの再生存続に向けて有力な選択肢」（同協議会）。
- ・今後、同協議会では「小規模・地域共生ホーム型 CCRC」の制度設計や基準の弾力化を提言していくほか、特養などからの施設転換費用支援などを求めている。

※詳細な資料はございません。